

2022年5月12日

〒476-8666 愛知県東海市荒尾町ワノ割1番地

愛知製鋼株式会社

社外監査役 伊藤 浩一 殿

同 小倉 克幸 殿

〒466-0059 名古屋市昭和区福江2丁目9番33号

名古屋ビジネスインキュベータ402

マグネデザイン株式会社

TEL052(872)6111 / FAX052(872)6123

本藏義信代理人

弁護士 井上 健人

〒460-0002 名古屋市中区丸の内二丁目16番30号

おおさと丸の内4階

久志本法律事務所

TEL052(212)0071 / FAX052(212)0072

同代理人 弁護士 久志本 修一

〒460-0002 名古屋市中区丸の内二丁目18番22号

三博ビル5階

名古屋第一法律事務所

TEL052(211)2236 / FAX052(211)2237

同代理人 弁護士 佐久間 信司

ご連絡

拝啓 立夏の折、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

当職らは、先月18日に無罪判決（以下、「本判決」という。）が言い渡された本藏義信（以下、「本藏」といいます。）に対する不正競争防止法違反被告事件の刑事裁判において弁護人を務めた者で、本藏から委任を受けて貴殿らに対し本書をお送りしています。



受付通番：G00089956000100000 号

1/2 頁

貴殿らもご承知のとおり、「本件打合せを捉えて、愛知製鋼の営業秘密を開示したと構成するのは無理がある。」(判決書49頁)と結論付けた本判決について、検察官も「原審の認定を覆すのは困難」(報道による)として控訴を断念し、先月2日に上記判決は確定しています。上記刑事裁判の端緒となった貴社による2017年の刑事告訴にそもそもの「無理があった」ことは、確定した司法判断からも明らかです。

しかるに、貴社は、本蔵らを被告として提訴した民事訴訟(東京地方裁判所令和2年(ワ)第9851号)において、確定した本判決において「営業秘密を開示したと構成するには無理がある」とまで指摘された主張を未だに維持し、訴訟を進行されています。

もとより、同じ事実に関する紛争について、刑事訴訟で無罪との判断が下されその判断が確定したとしても、民事訴訟で再度同じ事実を争うことが法律上不可能というわけではありません。しかしながら、苟も社会の公器たる上場会社として法令遵守が厳しく求められる貴社が、終局的に確定した刑事司法の判断に挑戦するかのとき主張を維持し続けることは、その社会的責任を自覚した行いであるとはおよそ思えません。

また、先月11日付で、本蔵から貴社代表取締役社長の藤岡高広氏(以下、「藤岡社長」という。)に対し、本判決の確定を受けて、貴社の誤った告訴によって本蔵らの社会的信用を傷つけたことについて謝罪を要求したのに対し、代理人弁護士を通じた藤岡社長の回答は、「本蔵の事実認識は誤っているため、謝罪する理由はない」というものでした。確定した無罪判決を理由とした謝罪要求に対して、「事実認識が誤っている」との回答は、当職らから見ても俄かには理解し難く、貴社内部において、今回の司法判断をどのように受け止められているのか、貴社の適正なコンプライアンス体制について、疑念を禁じざるを得ません。

以上の次第で、愛知製鋼社外監査役の立場におられる貴殿らにおいて、この度の誤った刑事告訴について、速やかに、①その原因調査のために調査委員会の立ち上げ(必要に応じて今回の刑事告訴に関与していない外部の法律専門家、知的財産権に関する専門家等を交えて構成した第三者委員会の形をお取りいただく必要があらうかと存じます。)、②同委員会による原因調査とその解明、③誤った告訴を主導した責任者の処分、④再発防止策の策定及び上記①ないし④についての情報開示を実施するよう、求めます(以下、「本申し入れ」という。)

本申し入れに対する貴殿らのご見解を、当月末日までに当職らに(送付先は上記井上の住所までお願いします。)ご回答ください。なお、本蔵及び菊池永喜は、貴社OBとして貴社の健全化に協力を惜しまない意向であり、同人らも、原因調査の実施に協力する意向です。

敬具

(付記)
差出人 〒466-0059
愛知県名古屋市昭和区福江2-9-33
弁護士 井上 健人 弁護士 久志本 修一

弁護士 佐久間 信司

受取人 〒476-8666
愛知県東海市荒尾町ワノ割1 (東海北郵便)

愛知製鋼株式会社

伊藤 浩一 小倉 克幸様

郵便認証司

4. 5. 12

この郵便物は令和4年5月12日
第13362676331号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。

日本郵便株式会社

受付通番: G00089956000100000 号

2/2 頁

東 海

4. 5. 12

0 - 8



2022年5月12日

〒476-8666 愛知県東海市荒尾町ワノ割1番地

愛知製鋼株式会社

社外取締役 安井 香一 殿

同 新居 勇子 殿

〒466-0059 名古屋市昭和区福江2丁目9番33号

名古屋ビジネスインキュベータ402

マグネデザイン株式会社

TEL052(872)6111 / FAX052(872)6123

本藏義信代理人

弁護士 井上 健人

〒460-0002 名古屋市中区丸の内二丁目16番30号

おおさと丸の内4階

久志本法律事務所

TEL052(212)0071 / FAX052(212)0072

同代理人 弁護士 久志本 修一

〒460-0002 名古屋市中区丸の内二丁目18番22号

三博ビル5階

名古屋第一法律事務所

TEL052(211)2236 / FAX052(211)2237

同代理人 弁護士 佐久間 信司

ご連絡

拝啓 立夏の折、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

当職らは、先月18日に無罪判決（以下、「本判決」という。）が言い渡された本藏義信（以下、「本藏」といいます。）に対する不正競争防止法違反被告事件の刑事裁判において弁護人を務めた者で、本藏から委任を受けて貴殿らに対し本書をお送りしています。



受付通番：G00089956000200000 号

1/2 頁

貴殿らもご承知のとおり、「本件打合せを捉えて、愛知製鋼の営業秘密を開示したと構成するのは無理がある。」(判決書49頁)と結論付けた本判決について、検察官も「原審の認定を覆すのは困難」(報道による)として控訴を断念し、先月2日に上記判決は確定しています。上記刑事裁判の端緒となった貴社による2017年の刑事告訴にそもそもの「無理があった」ことは、確定した司法判断からも明らかです。

しかるに、貴社は、本蔵らを被告として提訴した民事訴訟(東京地方裁判所令和2年(ワ)第9851号)において、確定した本判決において「営業秘密を開示したと構成するには無理がある」とまで指摘された主張を未だに維持し、訴訟を進行されています。

もとより、同じ事実に関する紛争について、刑事訴訟で無罪との判断が下されその判断が確定したとしても、民事訴訟で再度同じ事実を争うことが法律上不可能というわけではありません。しかしながら、苟も社会の公器たる上場会社として法令遵守が厳しく求められる貴社が、終局的に確定した刑事司法の判断に挑戦するかのとき主張を維持し続けることは、その社会的責任を自覚した行いであるとはおよそ思えません。

また、先月11日付で、本蔵から貴社代表取締役社長の藤岡高広氏(以下、「藤岡社長」という。)に対し、本判決の確定を受けて、貴社の誤った告訴によって本蔵らの社会的信用を傷つけたことについて謝罪を要求したのに対し、代理人弁護士を通じた藤岡社長の回答は、「本蔵の事実認識は誤っているため、謝罪する理由はない」というものでした。確定した無罪判決を理由とした謝罪要求に対して、「事実認識が誤っている」との回答は、当職らから見ても俄かには理解し難く、貴社内部において、今回の司法判断をどのように受け止められているのか、貴社の適正なコンプライアンス体制について、疑念を禁じざるを得ません。

以上、本判決確定後の貴社の民事訴訟の進行状況や代表取締役たる藤岡社長の認識をみると、上述した貴社による「無理な」刑事告訴について、業務執行担当者において、その原因の調査・解明、責任者に対する然るべき処分、実効的な再発防止策の策定と実行、さらに、調査結果等の情報開示を期待することは困難です。そこで、社外取締役たる貴殿らにおいて、この度の誤った刑事告訴について、速やかに①その原因調査のために調査委員会の立ち上げ(必要に応じて今回の刑事告訴に関与していない外部の法律専門家、知的財産権に関する専門家等を交えて構成した第三者委員会の形をお取りいただく必要があろうかと存じます。)、②同委員会による原因調査とその解明、③誤った告訴を主導した責任者の処分、④再発防止策の策定及び上記①ないし④についての情報開示を実施するよう、求めます(以下、「本申し入れ」という。)

本申し入れに対する貴殿らのご見解を、当月末日までに当職らに(送付先は上記井上の住所までお願いします。)ご回答ください。なお、本蔵及び菊池永喜は、貴社OBとして貴社の健全化に協力を惜しまない意向であり、同人らも、原因調査の実施に協力する意向です。

敬具

(付記)

差出人 〒466-0059
愛知県名古屋市昭和区福江2-9-33
弁護士 井上 健人 弁護士 久志本 修一

弁護士 佐久間 信司

受取人 〒476-8666
愛知県東海市荒尾町ワノ割1 (東海北郵便)

愛知製鋼株式会社

安井 香一 新居 勇子様

郵便認証司

4. 5. 12

この郵便物は令和4年5月12日
第13362676342号書留内容証明郵便物
として差し出したことを証明します。

日本郵便株式会社

受付通番: G00089956000200000 号

2/2 頁

東 京

4. 5. 12

0-8

